

三次市会計年度任用職員受験案内

職種・職の概要	教育相談員 学校教育及び青少年指導上の諸課題に関する相談指導業務を組織的かつ集中的に処理し、業務運営の適正化及び効率化を図る目的で設置する職であり、不登校、いじめ、その他の教育上の様々な問題について、相談業務等を担います。
募集人数	パートタイム：5人程度
申込受付期間	令和8年1月28日（水）午前8時30分から 令和8年2月6日（金）午後5時15分まで
業務内容	(1) 学校経営に関する相談・指導 (2) 学校からの教育相談に関する事項 (3) 児童・生徒やその保護者からの教育相談に関する事項 (4) その他教育推進活動に関する事項
受験資格	<p>次の受験資格のすべてを満たす人が受験できます。</p> <p>1 令和8年4月1日に採用可能である人 2 パートタイム（週23時間15分）の勤務が可能である人 3 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学において、児童学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した人 4 学校経営・生徒指導・特別支援教育等の学校教育に関する20年以上の実務経験を有する人</p> <p>※地方公務員法第16条各号のいずれかに該当する人は受験できません。</p> <p>(1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの (2) 三次市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人</p>
受験手続	<p>1 提出書類</p> <p>(1) 履歴書（申込書）【指定様式】 必要事項を自書又は入力してください。申込前6か月以内に撮影した写真（上半身・脱帽・正面向き・縦4cm横3cm）を所定の位置に貼ってください。</p> <p>(2) 自己アピールシート【指定様式】 各設問に沿って、自己アピールシートを作成してください。</p> <p>2 提出方法・期限</p> <p>(1) 直接持込み 申込受付期間内に申込先に持参してください。ただし、土・日曜日、祝日は受付しておりませんので注意してください。</p> <p>(2) 郵送 提出書類を角形2号封筒（24.0cm×33.2cm）に入れ、封筒の表左下に赤字で「採用試験申込（教育相談員）」と書き、裏に差出人の住所・氏名を明記し、郵送してください（申込受付期間内必着）。</p> <p>※提出された書類等はお返しません。</p>

試験	日 時	選考日時・集合時刻は受験申込者に別途連絡
	場 所	三次市役所 6 階会議室（三次市十日市中二丁目 8 番 1 号）
	方 法	面接試験（個人ごとの面接による口述試験、約 10 分）
	そ の 他	試験の詳細については、受験申込者に別途連絡します。
審査・合格～採用	審 査	合否については、面接試験、書類選考等による総合的な審査により決定します。
	合 格 発 表	合格発表の時期は、試験当日にお知らせします。受験者全員に合否の結果を文書で通知します。なお、電話等での合否の問い合わせにはお答えできません。
	名 簿 登 載 (職種別)	試験合格者は採用候補者名簿に成績順に登録されます。採用候補者の名簿登録期間は、令和 9 年 3 月 31 日までです。 ※受験資格を満たさない場合は採用される資格を失います。
	採 用 決 定	採用候補者名簿登載者を令和 8 年 4 月 1 日に採用します。 ※予算の都合等により採用されない場合があります。
個 人 情 報 の 取 扱 い	履歴書（申込書）等に記載された個人情報については、この試験の実施及び採用後の人事管理上の目的に限って使用します。	
主な勤務条件	任 用 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※条件付採用期間有
	勤 務 場 所	三次市役所
	勤 務 時 間	月曜日から金曜日までのうち指定する週 3 日 1 日あたり 7 時間 45 分 1 週間あたり 23 時間 15 分勤務 ※休憩時間 60 分有 ※公務のための臨時又は勤務の必要による時間外勤務有
	休 日	土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3） 指定休（1 週につき 2 日） ※パートタイム勤務者について、週勤務時間の割振りによっては指定休有
	休 暇 制 度	年次有給休暇、特別休暇（有給・無給）ほか
	給 料 ・ 報 酬	（特殊又は専門的な職） 月額 148,900 円
	手 当 制 度	通勤手当（費用弁償），期末手当ほか
	福 利 厚 生	健康保険（市町村職員共済組合短期組合員），厚生年金保険，雇用保険，災害補償等
	服 務	地方公務員法第 30 条から第 37 条の規定が適用されます。
	分限・懲 戒	地方公務員法第 28 条（分限）及び第 29 条（懲戒）の規定が適用されます。
申 込 ・ 問 合 せ 先	〒728-8501 三次市十日市中二丁目 8 番 1 号 三次市教育委員会 教育部 学校教育課 教育指導係（市役所本館 5 階） TEL 0824-62-6187 FAX 0824-62-6288 受付時間：月～金曜日の 8:30～17:15（祝日を除く）	

※採用されるまでに給与関係の条例・規則等が改正された場合は、その規定に従います。